

生活保護法指定医療機関等へのお知らせ

1 指定内容の変更等に係る届出について

指定内容に変更等が生じた場合は、10日以内に届出を行う必要があります。

		届出を要する事項	提出書類							添付書類	
			指定申請書	誓約書	変更届	廃止届	休止届	再開届	辞退届		処分届
新規申請	医療機関	医療機関が初めて指定を受ける場合	○								
	助産師・施術者	助産師、施術者が初めて指定を受ける場合	○							免許証（写し）	
既に指定を受けている場合	医療機関	(1) 移転したとき (2) 開設者が交代したとき 【法人の場合】 ア 法人が別法人へ変更した場合（A社→B社） 【個人の場合】 イ 個人の交代（A氏→B氏） ウ 個人⇄法人 (3) 病院⇄診療所に替わった場合 ※ 一旦廃止し、新たに指定申請する必要があります	○		○						
		(1) 医療機関の名称の変更 (2) 医療機関の住所が、区画整理等により変更になった場合 (3) 開設者の名称変更 ア 個人の場合：氏名の変更 イ 法人の場合：名称及び代表者の職・氏名の変更 (4) 管理者の変更 ア 管理者の交代 イ 氏名の変更 ウ 住所の変更		○							
	助産師・施術者	助産師・施術者の氏名の変更			○					同一人物であることが確認できる公的証明書	
		【助産所・施術所を開設している場合】									
		助産所・施術所の名称変更			○						
		助産所・施術所の住所変更（県内での移転）			○						
		助産所・施術所の住所変更（県外への移転）				○					
		【助産所・施術所を開設していない場合】									
	助産師・施術者の住所変更（県内の転居）			○							
	助産師・施術者の住所変更（県外へ転出）				○						
助産所・施術所を開設する場合			○								
	医療機関を廃止するとき 助産師、施術者が業務を中止するとき				○						
	医療機関を休止するとき 助産師、施術者が業務を休止するとき					○					
	休止した医療機関を再開するとき 休止した助産師、施術者が業務を再開するとき						○				
	生活保護法による指定を辞退するとき (30日以上予告期間が必要。)							○			
	医療機関、助産師、施術者が処分を受けたとき								○		

※上記以外の変更については、お問い合わせください。

2 更新手続きについて

指定医療機関は、原則6年ごとに指定更新をする必要があります。

ただし、指定医療機関のうち、指定医療機関の指定を受けた日から、おおむね当該開設者である医師等若しくは薬剤師のみが診療や調剤しているもの又はその配偶者等のみが診療若しくは調剤に従事しているものについては、その指定の効力を失う日前6月から同日前3月までの間に別段の申出がないときは、更新の申請があったものとみなすこととなります。